平成２６年（フ）第２０号
長野市大字栗田568番地３
債務者　渡邊　勝也
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　隆次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３号
沖縄県宮古島市上野字宮国974―３　117、住民票上の住所埼玉県草加市青柳３丁目22番11―107号
債務者　小原　健治
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第１４号
岩手県一関市花泉町花泉字伊勢沢14番地４
雇用促進住宅花泉西宿舎１号棟406号
債務者　西山　由浩
1　決定年月日時　平成26年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第１７号
岩手県陸前高田市横田町字友沼48―４　山崎建設宿舎Ｃ棟12号室、住民票上の住所北海道苫小牧市字糸井70番地の４　苫重建設社宅８号
債務者　小鹿　房雄
1　決定年月日時　平成26年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２０号
岩手県一関市藤沢町増沢字日当69番地７
債務者　及川　雅代
1　決定年月日時　平成26年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２１号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字泉屋45番地１
メゾン中屋敷壱番館102号室
債務者　星　あき子
1　決定年月日時　平成26年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２３号
岩手県一関市三関字日照72番地２　メンバーズタウン桜町Ｅ―101
債務者　須藤明日香
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第７９５号
大阪市生野区巽北４丁目４番23―202号
債務者　吉田　和晃
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６９号
大阪市生野区新今里３丁目３番５―401号
債務者　砂川京淑こと　金　　京淑
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１０６号
大阪府枚方市野村元町54番19号
債務者　村上　兼一
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２０９号
大阪市東住吉区田辺２丁目９番17号
債務者　山森　健次
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３１号
大阪府枚方市印田町39番26―15号
債務者　中村　祥朗（旧姓藤上）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２４０号
大阪市平野区平野上町１丁目７番３号　ボ・ドーム大念仏、住民票上の住所大阪市東淀川区下新庄４丁目６番６号
債務者　生島　　恵（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５号
埼玉県川口市大字安行原1780番地の１　ラ・スペース106号
債務者　佐々木昌広
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目１番16号
債務者　水島　　博
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６号
埼玉県川口市栄町１丁目２番３号　ロイヤルパークⅢ106号
債務者　塚本　　正
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
埼玉県幸手市中３丁目８番44号
債務者　遠藤　芳宏
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係